

A 不燃建築物建築促進助成事業

対象となる建築主	対象となる建築物	助成額 210万円 +加算あり
1 個人 2 中小企業者 3 公益社団法人 及び 公益財団法人	1 不燃建築物（右ページ中央「不燃建築物とは」参照） 2 延べ面積40㎡以上 3 避難路区域は、高さ7m以上 ^(※1) 4 避難地区域、防災活動拠点区域は、2階建て以上 5 防災上有効な建築物であること。 ・1階は三方向以上、2階以上は四方向閉鎖されていること。 ・敷地に対して、建築物の幅が50%以上あること。 ^(※2) 6 主要生活道路沿道で道路後退のあるものは、後退しなければ助成対象とはなりません（右ページ下「主要生活道路の後退について」参照）。	

(※1) 避難路区域の高さ算定には、パラペットは含みません。

(※2) 重点不燃化促進区域内は、敷地に対して、建築物の幅が70%以上であること。

B 主要生活道路沿道不燃化推進助成事業

対象となる建築主	対象となる建築物	助成額 150万円 +加算あり
1 個人 2 中小企業者 3 公益社団法人 及び 公益財団法人	1 不燃建築物（右ページ中央「不燃建築物とは」参照） 2 延べ面積40㎡以上 3 2階建て以上 4 防災上有効な建築物であること。 ・1階は三方向以上、2階以上は四方向閉鎖されていること。 ・敷地に対して、建築物の幅が50%以上あること。 5 主要生活道路沿道で道路後退のあるものは、後退しなければ助成対象とはなりません（右ページ下「主要生活道路の後退について」参照）。	

C 都市防災不燃化促進助成事業

対象となる建築主	対象となる建築物	助成額 1階から3階までの 床面積により算出 +加算あり
1 個人 2 中小企業者 3 公益社団法人 及び 公益財団法人	1 耐火建築物かつ不燃建築物 （右ページ中央「不燃建築物とは」参照） 2 延べ面積40㎡以上 3 高さ7m以上 ^(※1) 4 2階建て以上 5 敷地面積100㎡以上は、面積区分に応じた緑地基準を満たすこと。 6 防災上有効な建築物であること。 ・1階は三方向以上、2階以上は四方向閉鎖されていること。 ・敷地に対して、建築物の幅が50%以上あること。 ^(※2) 7 主要生活道路沿道で道路後退のあるものは、後退しなければ助成対象とはなりません（右ページ下「主要生活道路の後退について」参照）。	

(※1) 避難路区域の高さ算定には、パラペットは含みません。

(※2) 重点不燃化促進区域内は、敷地に対して、建築物の幅が70%以上であること。

D

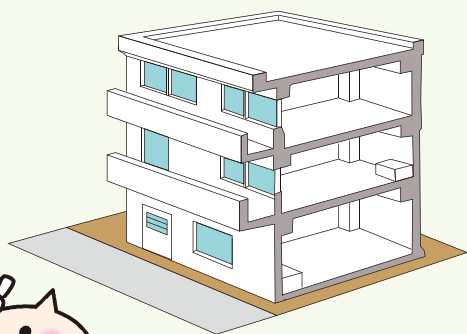
都市防災既存建築物除却助成事業

対象となる建築主	対象となる建築物	助成額
1 個人 2 中小企業者 3 公益社団法人 及び 公益財団法人	以下の①または②のいずれかを満たす建築物 ①耐火建築物又は準耐火建築物以外 ②昭和56年5月31日以前に、着工された建築物	木造：21,000円/㎡ 上限 210万円 かつ工事費内 非木造：30,000円/㎡ 上限 600万円 かつ工事費内

除却するだけでも
助成が受けられることも
あるんだね！



不燃建築物とは

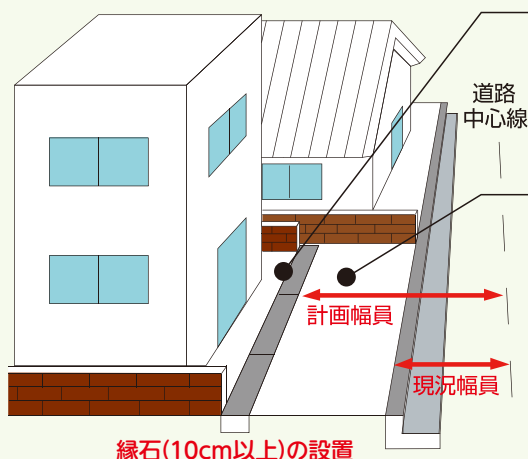


木造でも、耐火構造で
あれば、助成を受けられる
ようになったんだね！

- 耐火構造または、鉄骨系準耐火構造。(※1)
- 鉄骨系準耐火構造においては、屋根及び外壁を耐火構造にする。
- 火気使用室（台所など）及び避難上重要な場所（玄関、廊下及び階段など）の天井、壁は、準不燃材料以上にする。
- ガス設備には、マイコンメーターなどを設置し、ガス漏れ防止の対策を行う。
- 道路に面した開口部は、網入りガラスまたは、合わせガラスにする（ただし、ガラスの落下を有効に防止するベランダ等を設けた場合はこの限りではない）。また複層ガラスとする場合は、これらのガラスを屋外側に設ける。

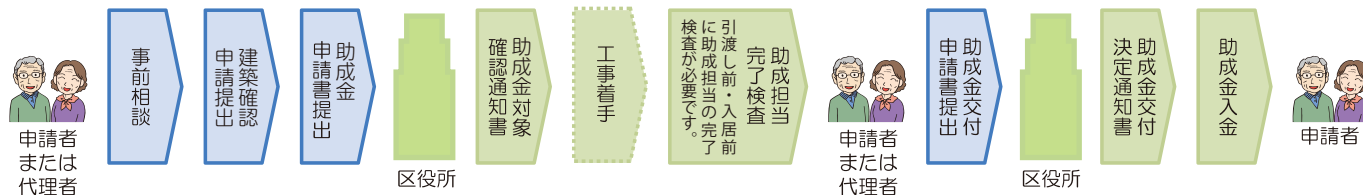
(※1) 墨田区不燃建築物建築促進助成条例施行規則第3条参照。

主要生活道路の後退について



- 後退部分と敷地の関係について
 - ・後退部分と敷地との境界は縁石等で明示すること（ペイント等の簡易なものは不可）
 - ・後退線と建物の間は、10cm以上あけること
- 後退部分について
 - ・後退部分はコンクリート等で仕上げる
 - ・後退部分には築造しないこと
 - ・後退部分は敷地面積に算入すること
 - ・基礎、雨水枡等の地下構造物においても、後退線より突出しないこと
- 提出図面に後退部分の整備方法を断面図で示すこと

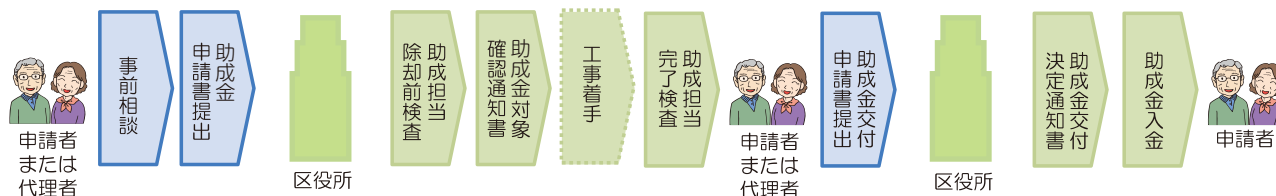
A B C における手続きの流れ



申請は必ず**建築・解体工事の着手前**にしてください！



D における手続きの流れ



申請するにあたっての留意事項

- 助成金の申請は、必ず**工事の着手前**に提出してください。
工事着手後の申請受付は出来ません。
- 助成及び除却加算を受ける場合は除却前に申請してください。
- 敷地が幅員 4 m 未満の道路に面している場合、建替えに際して区の細街路整備事業に協力し道路拡幅部分を道路状態に整備する必要があります。
- 紛争予防条例及び集合住宅条例に該当する建築物の場合は、各条例の適用を受ける必要があります。
- 指定確認検査機関により確認を受ける場合は、助成金申請の際に構造図の添付が必要となります。
- 宅地建物取引業者で、**販売するために建築する建築物は対象から外れます。**
- 宅地建物取引業者が除却し、当該土地を販売するための工事は、助成対象から外れます。
- 同様の助成金及び補償金と重複する場合は、助成の対象となりません。

不燃化推進キャラクター

火消し子ブタの3兄弟

「**すみだのみんなで火の用心**」を合い言葉に
不燃化を目指し活動していきます！



「まもる君」

「たすけ君」

「けんぞう君」



ひと、つながる。
墨田区

● 問い合わせ

墨田区 都市計画部 不燃・耐震促進課
不燃化・耐震化担当

TEL 03-5608-6268 FAX 03-5608-6409

Mail : FUNENTAISHIN@city.sumida.lg.jp

